

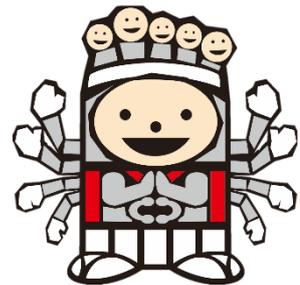
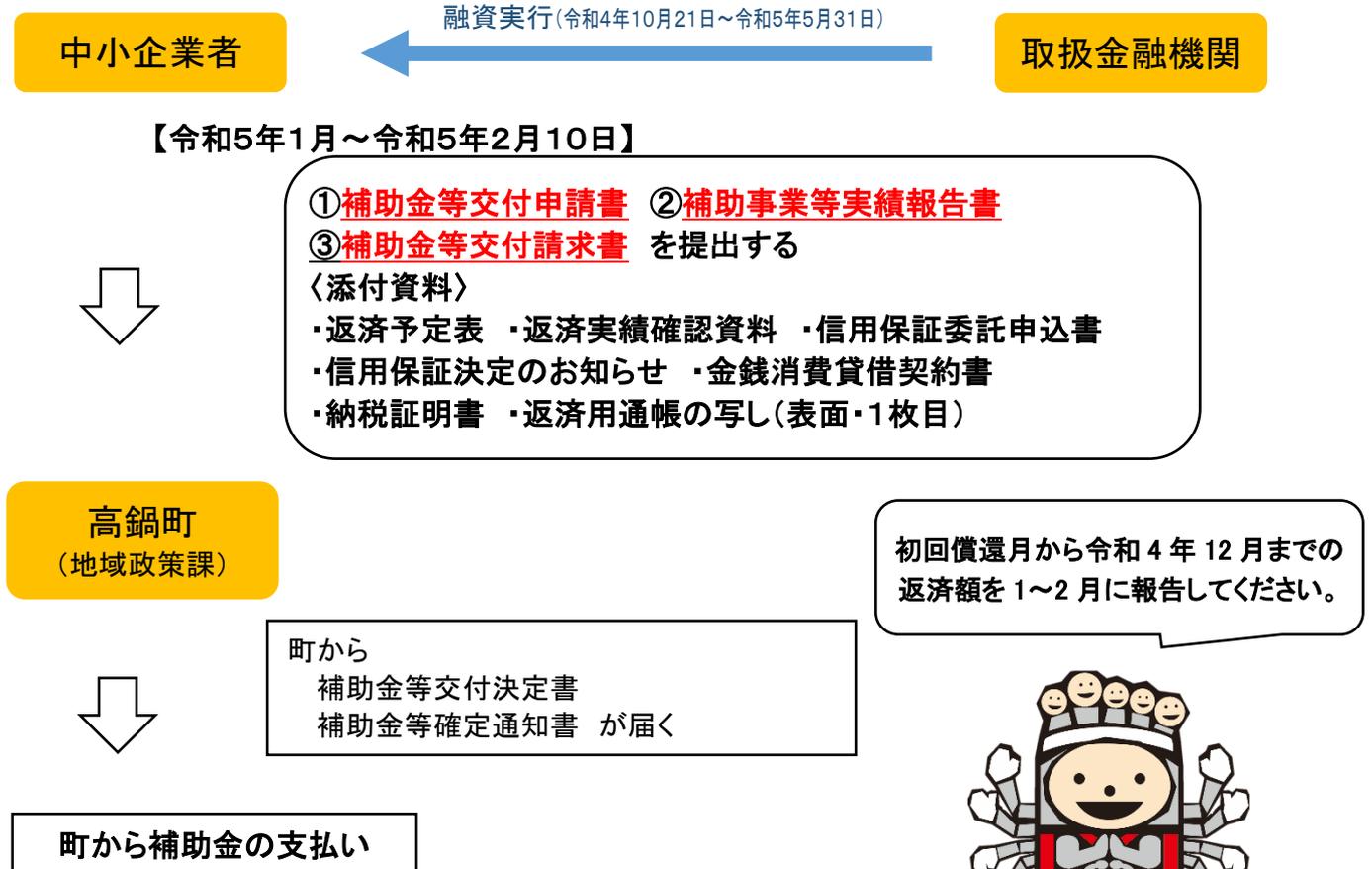
高鍋町みやざき再生支援特別貸付利子補給補助金

手続きの流れ

高鍋町では、コロナ禍においてエネルギー価格等の物価高騰により影響を受ける事業者の資金繰りに対して、**最長3年間の利子補給**を行います。

対象者	■宮崎県が実施するみやざき再生支援特別貸付を利用した者 ■町内で事業を営む方で、町税の滞納がない方
利子補給対象融資制度	■みやざき再生支援特別貸付(宮崎県中小企業融資制度) ※令和5年5月31日までに借入れが実行されているものであること
補給対象期間	■初回償還月(据置期間を含む)から3年間
補助率	■100%(償還実績に基づく精算払い)

<手続きの流れ(初年度)>



【裏面へつづく】

利子補給に係る補助金交付申請は、補助対象期間中、**毎年度**していただく必要があります。

次年度以降の補助金交付申請額につきましては、1月～12月までの利子額となりますので、償還計画等に基づいて算定してください。

次年度以降の手続きの流れにつきましては下記のとおりです。

<手続きの流れ(次年度以降)>

中小企業者

【4月～12月】



①**補助金等交付申請書**を提出する

〈添付資料〉

- ・返済予定表 ・信用保証委託申込書 ・信用保証決定のお知らせ
- ・金銭消費貸借契約書 ・納税証明書

高鍋町
(地域政策課)



町から補助金等交付決定書が届く

※内容に変更がある場合は、**変更交付申請書**の提出を行ってください

【1月～2月】

②**補助事業等実績報告書** ③**補助金等交付請求書**を提出する

〈添付資料〉

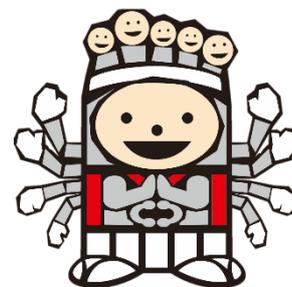
- ・返済実績確認資料 ・返済用通帳の写し(表面・1枚目)

1月から12月までの返済額を翌年1～2月に報告してください。



町から補助金等確定通知書が届く

町から補助金の支払い



【お問い合わせ先】高鍋町 地域政策課 商工観光係

Tel 0983-26-2015 Fax 0983-23-6303